

**引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費**

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 1,356,602 千円

(歳出) 社会保障施策に要する経費 20,432,633 千円

(単位:千円)

施策区分	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	社会福祉事業	80,692	764		36,180	43,748
	高齢者福祉事業	259,657	4,934		20,508	234,215
	障害者福祉事業	3,095,603	2,116,365		32,487	946,751
	児童福祉事業	1,395,591	498,034		25,093	872,464
	保育所事業	354,271	7,328		125,273	221,670
	児童措置費	6,944,839	4,256,976		245,932	2,441,931
	生活保護扶助事業	1,596,320	1,197,449		15,002	383,869
	災害復興支援事業	1,830	116			1,714
	小計	13,728,803	8,081,966	0	500,475	5,146,362
	社会保険	国民健康保険事業	653,523	358,053		
介護保険事業		1,979,144	96,403			1,882,741
後期高齢者医療事業		1,803,702	241,839		68,739	1,493,124
小計		4,436,369	696,295	0	68,739	3,671,335
保健衛生	保健衛生事業	26,814	1,885		15,580	9,349
	母子保健給付事業	111,939	6,309		1,034	104,596
	救急医療対策事業	44,097			495	43,602
	保健センター事業	65,845			6,242	59,603
	病院事業	1,485,974			751	1,485,223
	地域医療・医師確保対策事業	30,924				30,924
	疾病予防対策事業	336,831	16,368			320,463
	保健活動事業	165,037	9,521		16,623	138,893
	小計	2,267,461	34,083	0	40,725	2,192,653
合計	20,432,633	8,812,344	0	609,939	11,010,350	

一般財源のうち社会保障財源化分 1,356,602

※1 社会保障4経費とは、消費税法第1条第2項に規定する経費で、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費のこと。

※2 上記経費は、事務費や事務職員の人件費を除いたもの。